

伊勢やすらぎ公園墓所の管理運営について

1. 経緯

- 昭和 47 年 3 月 市開発公社により墓地用地を取得
- ・市内の墓地不足に対応するため、市が旭町の山林（約 27ha）を買収することとし、市議会全員協議会での協議を経て、土地を取得した。
- 昭和 47 年 7 月 市議会において墓園特別委員会を設置
- 昭和 47 年 12 月 市が墓園特別委員会で整備方針を説明
- ・市が設置する合弁会社（第 3 セクター）により墓地公園を整備すること。
- 昭和 48 年 7 月 市が墓園特別委員会で整備方針を説明
- ・合弁会社（第 3 セクター）は、墓園の造成と分譲を行い、分譲後の管理運営は市が行うこと。
- 昭和 48 年 11 月 市、市開発公社、(株)熊谷組が財団法人伊勢市霊園公社（以下、霊園公社）を設立
- 昭和 50 年 5 月 霊園公社で墓地の分譲を開始
- 昭和 56 年 3 月 市、(株)熊谷組、霊園公社が霊園公社の財政再建について合意
- ・墓地の分譲が計画通り進まず、霊園公社が過大な負債を抱えていたため、三者で協議を重ねた結果、金融機関からの借入金を(株)熊谷組が代位弁済することとし、以後、霊園公社は長期間にわたり、(株)熊谷組に返済することになった。
- 平成 25 年 4 月 国の公益法人制度改革により一般財団法人伊勢市霊園公社へ移行
- 令和 4 年 11 月 (株)熊谷組に対する債務の返済を完了
- 令和 5 年 4 月 公益財団法人伊勢市霊園公社へ移行
- 令和 5 年 12 月 公園部分（約 21ha）を市の都市公園として供用開始

2. 霊園公社の概要（令和6年3月現在）

（1）主な財産

墓所面積	約 5.5 ha
管理区画数	約 7,800 区画（うち販売済み約 6,400 区画）
預金資産	約 1 億 7,700 万円

（2）事業内容

墓地使用権分譲	宗派を問わず市民等が購入できる墓地を分譲
墓地永代管理	霊園公社が墓地権利者に代わり区画を管理し、33 年後に合同墓地へ改葬
物品販売	墓参の際のしきみ、榊、線香等の販売
一般管理事業	墓地権利者の埋・改葬、墓石簿管理、墓所の清掃など

（3）理事会等への市の関わり

理事（7 人中、市職員等 3 人）
副市長（代表理事）、環境生活部長（業務執行理事）、会計管理者（理事）
評議員（6 人中、市職員 2 人）
総務部長、情報戦略局長
監事（2 人中、市職員 1 人）
都市整備部長

（4）経営状況

収支については、現状、毎年の収入で賄えているが、永代管理料収入は長期間の管理料に相当し単年度で使えるのは一部であるため、実態としては厳しい状況である。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
◇主な収入 墓地分譲、管理手数料等 （うち永代管理料収入）	約 4,600 万円 （約 870 万円）	約 4,160 万円 （約 1,740 万円）	約 4,450 万円 （約 1,630 万円）
◇主な支出 事務所運営費、草刈り委託、 修繕費等	約 3,140 万円	約 2,190 万円	約 3,000 万円

3. 管理運営に関する検討項目

①当初の整備方針

霊園公社は、昭和 48 年に市助役を理事長、市議会議員を監事として設立された。市議会では墓園特別委員会において協議し整備が進められた。

当初の方針では、資金調達の面等から開発及び分譲は霊園公社が行い、その後、墓園を市に引き渡し管理運営は市が行うこととしていた。

②市の関わり

霊園公社の理事長に市長又は副市長（助役）が就任し、また、平成 14 年まで市議会議員が監事に就任するなど、市が深く関わる中で今日に至っている。

墓地の購入者においては、市運営の安心で安定した墓地として認識されている。

③管理運営上の課題

公益法人の運営の中核を市幹部職員が担い、個人責任を伴い役員に就任していることは直ちに解消すべき課題である。

更に、設置から約 50 年経過した墓所施設の老朽化が進んでおり、今後、よう壁の改修工事等が必要となる。

墓地ニーズの多様化や少子高齢化による継承者不在等の新たな課題への対応も含め、霊園公社が、これほどの大規模な墓所を将来的に安定して管理運営していくことは極めて難しい状況である。

④国の指針

厚生労働省の「墓地経営・管理の指針」（H12.12.6）において、墓地の経営については、その公共性・公益性から墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則、これによりがたい事情があっても宗教法人、公益法人等に限られるとされている。

4. 管理運営の方向性

設立経緯、これまでの市の関わり、霊園公社の現状、国の指針などを踏まえ総合的に判断し、伊勢やすらぎ公園墓所の将来にわたる安定的な運営のため、霊園公社が行っている墓所の管理運営を市が引き継ぐ方向で進める。

5. 今後のスケジュール

◇令和 6 年 10 月以降

- ・市が引き継ぐ方向で霊園公社と協議を行い、永代管理制度、管理料、管理方法等について整理する。
- ・その後、引継時期、管理方法等について市議会において協議いただき、条例議案等を提出する。

伊勢やすらぎ公園の管理区分

公園(伊勢市)	207,450.55 m ²
墓地(伊勢市霊園公社)	55,000 m ²
墓地(祖霊社)	8,674 m ²
市営住宅(通路含む)	3,810 m ²
計	274,934.55 m ²

